

2025年度 事業報告書

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム

1 事業の成果

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、2025年末時点で、世界の難民は4,160万人（内訳：UNHCR支援対象の難民2,850万人、難民に準ずる状況にある人150万人、そのほか国際保護を必要とする人720万人、UNRWA支援対象のパレスチナ難民600万人）、庇護希望者は900万人、国内避難民は6,870万人にのぼる。また、約450万人の無国籍者が存在し、基本的な権利が制限されている状況にある。国境を越えて避難する人々について、65%は出身国の周辺の国々に逃れ、低中所得国での受け入れは68%に上り、以前として国際的な受け入れの不均衡が続いている。また、2025年に向けて再定住先を必要とする難民は290万人と想定されたが、この一年間で第三国への定住を果たしたのは、わずか約8万1,700人の難民であり、これは前年の概数18万8,800人の半数以下である。

日本は難民認定制度や補完的保護対象者認定制度、第三国定住制度、民間主導の取り組みを含む教育・就労を通じた補完的な受け入れなど、複数の受け入れ経路が存在し、これらを通じて4万5千人以上の難民、庇護希望者、難民に類する背景を持つ人々が、さまざまな法的地位を有して暮らしていると推定される。また、判例や難民支援団体からの声、研究調査を踏まえると、日本には、一定数の無国籍者や事実上無国籍状態にある人が暮らしていると考えられる。

政府による諸外国からの受け入れ実績としては、第三国定住制度によるマレーシアからの推薦が2024年度に終了し、2025年度は、すでに来日していた第三国定住難民による家族呼び寄せとして、1世帯5名がタイから受け入れられた。パイロット期間を含む2010～2025年で、同制度での受け入れ総数は136世帯337名となった。また、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）を通じて、2025年度に新たに3名の学生が受け入れられ、受け入れ総数は133名となった。

日本に入国している人々に対して個別に保護を行う庇護制度に関連しては、2023年の入管法改正により、従来の難民認定手続きが難民及び補完的保護の認定を行う手続きに改められ、2023年12月から補完的保護認定手続きも開始されている。また、アフガニスタン、ウクライナ、シリア、スーダン及びミャンマーの5か国については、本国における情勢不安を理由に本邦への在留を希望する者に対して、在留資格「特定活動」での在留を認める運用がなされている。これらによって、2025年は、難民又は難民に類する背景を有する1,186名が何らかの形で在留を認められている。その内訳は、難民認定者187名、補完的保護対象者認定者474名、さらに難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定されなかったものの、人道的配慮を理由として在留を認められた人525名である。

2025年の難民・補完的保護認定申請者数は前年から減少した一方、審査処理件数は大幅に増加した。しかし、難民認定者数は187名にとどまり、不認定者数は1万2,636名に増加した。認定者の半数以上はアフガニスタン出身者であり、イエメン出身者の認定が26名に増えた一方、それ以外の国・地域の認定は減少した。また、ミャンマー出身者による申請は1,490名と過去最多となったものの、難民認定者は9名にとどまった。多くは「人道配慮による在留許可」や緊急的な措置「特定活動」での滞在自体は認められているものの、難民としての安定した法的地位は得られておらず、難民支援団体からは、国際基準との乖離が指摘されている。

政府が2025年5月に発表した「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」により、難民認定を申請した人のうち、難民条約上の迫害に明らかに該当しないとみなされる申請をあらかじめ分類する「B案件（類型化）」の適用が本格化した。これにより、2025年のB案件指定数は前年までの1%前後から14.3%（1,615名）へ急増。B案件とされた申請者は在留資格の変更・更新が認められなくなるなど厳しい在留制限が課されている。また、改正入管法の規定に基づき、3回目以降の難民等認定申請者（相当の理由がある資料を提出した人を除く）や一定の前科がある外国人について、難民申請中であっても送還が可能となる「送還停止効の例外」の運用が進められ、2025年には59名に対して送還停止効の例外規定が適用され、前年の19名から増加した。またこの59名のうち52名は、3回目以降の難民申請であることを理由とする送還だった。

難民支援団体によっては、多くの庇護希望者が依然として適切かつ迅速な保護を受けられていないことに加え、B案件（類型化）の拡大や送還停止効の例外規定の運用により、庇護希望者の保護へのアクセスが制約される可能性について懸念が示されている。また、定住支援や生活支援の充実に加え、一部の難民・外国ルーツの人々に対する偏見や差別的言説への対応も課題として指摘されている。受入れ経路や在留資格が多様化するなか、保護の必要性に応じた適切な制度運用と、地域社会における包摂を促進する取組の強化が求められている。

こうした国内外の動向を踏まえ、FRJは全国ネットワークの立場から、2025年4月から2026年3月にかけて、主には以下の取り組みを実施した。

(1) 個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業

FRJは、改正入管法施行後の制度・運用や地方出入国在留管理局における対応状況、政府の定住支援プログラムの実施状況、グローバル難民フォーラム等の国際的な動向、海外の好事例、国内の各ステークホルダーの動き等について随時情報収集を行い、加盟NGOをはじめとする難民等を支援するNGOや難民当事者団体等への情報提供に取り組んだ。

また、加盟NGOを主な対象として定例会をオンラインまたはハイブリッド形式で開催し、制度改正や政策動向、支援現場における課題等に関する情報共有や意見交換を行った。さらに、定例会には国連機関等の外部有識者をゲストとして招聘し、最新の動向や知見の共有を通じて、加盟団体との対話を促進し、支援関係者間の相互理解の深化とネットワークの強化を図った。

(2) 個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業

FRJは、2012年より、法務省および日本弁護士連合会（以下、日弁連）と、空港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。2025年度は19名（前年比3名減）が対象となり、2024年3月以前に対象とされた1名を含む14名が入管当局からの許可を受け、地域での生活に移行することができた。

そのほか、メールや電話等で、支援サービス情報を望む当事者や支援者への個別の情報提供を行った。

(3) 庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業

出入国在留管理庁（以下、入管庁）・日弁連・FRJによる難民問題に関する三者協議を開催し、難民行政にかかるクローズド協議を続けた。また、2026年3月には、入管庁・難民事業本部との意見交換会を実施、難民申請者への生活支援や、難民認定等を受けた方への定住支援に関しての情報交換を実施した。また、2025年4月および11月には、外務省およびUNHCR駐日事務所が共催した「日本グローバル難民フォーラム（GRF）ネットワーク会合」（第2回及び第3回）に参加するなど、社会全体での取り組みへの関係者対話への参画を継続した。

加えて、FRJでは新たに調査活動にも取り組んだ。2025年6月～8月にかけて実施した難民支援団体へのアンケート調査をもとに、報告「日本における難民の社会統合に関する一考察― 支援団体へのアンケート調査から」をまとめ、『難民研究ジャーナル』第15号「難民の『社会統合』を考える」に寄稿した。

海外連携においては、アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）、国際拘禁連盟（IDC）のネットワーク、アジア太平洋地域の国連機関やNGO間の収容代替措置に関するワークストリームに引き続き参加し、情報連携を続けた。また、第三国定住及び補完的受け入れに関する国際会議（CRCP: Consultations on Resettlement and Complementary Pathways）の国別NGOフォーカルポイントとしては、UNHCRや政府窓口と連携しながら、6月の本会議への日本の代表者枠の調整に取り組んだ。特に、NGOや難民当事者、自治体や起業家等の新たな参加者の参加準備や資金調達の支援を行った。また、第三国定住と補完的受け入れに関する日本の取り組みについて、共同でのNGO報告の取りまとめ役となり、議長および各国からの参加者との情報共有に取り組んだ。

- (4) 難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業

ウェブサイトやSNSを運営し、日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた制度やサービス、プログラムなどに関する情報発信を行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【3,216】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」 (定款5条(1)に掲げる活動)	難民保護制度や政策動向、国際的な難民保護の動向等に関する情報収集・提供、加盟団体向け定例会の開催、外部有識者を招いた情報共有・意見交換、難民支援団体及び当事者団体間のネットワーク形成・連携促進など。	2025年4月1日～ 2026年3月31日	全国	FRJ加盟 26団体	在日難民 および難 民認定申 請者	4万5千人 以上	684

「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」（定款5条(2)に掲げる活動	空港到着時の庇護希望者を対象とした収容代替措置プロジェクトの実施、住居提供及びケースワーク支援、難民・難民申請者や支援者への支援サービスに関する情報提供や関係機関との連携調整など。	2025年4月1日～2026年3月31日	全国	FRJ加盟26団体	在日難民および難民認定申請者	4万5千人以上	1,163
「庇護希望者及び難民支援に関する期間との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」（定款5条(4)に掲げる活動）	入管庁・日弁連との三者協議の実施、入管庁及び難民事業本部との意見交換、国内関係者との連携や意見交換の促進、海外NGOとの連携など。	2025年4月1日～2026年3月31日	全国	FRJ加盟26団体	在日難民および難民認定申請者	4万5千人以上	684
「難民問題に関するホームページ、機関誌の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」（定款5条(5)に掲げる活動）	日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた情報などのウェブサイト・SNSでの情報発信。	2025年4月1日～2026年3月31日	全国	FRJ加盟26団体	在日難民および難民認定申請者	4万5千人以上	684

(2)その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

--	--	--	--	--	--